

考察(案)(居場所の現状と課題、及び提言)

(1) 背景

- 子育て(こどもが育つ)環境の変化や、少子高齢化の進展、価値観の多様化、課題の複雑化・複合化など社会の変化を踏まえた居場所づくりの必要性
 - 1) 地域のつながりの希薄化(近所づきあいをする人が減少傾向、若年層を中心に、町内会・自治会への加入や活動への参加を避ける傾向等)、少子化によるこども同士の育ち合い、学び合いの機会の減少などによって、「こども・若者が地域コミュニティの中で育つ」ことが困難になっている。
⇒社会構造の変化に伴う、(意図的な)地域交流の場としての居場所づくりの必要性
特に地方部では少子高齢化や過疎化が進展しており、地域住民の居場所づくりが課題。
⇒こどもの居場所づくりが地域づくりにも大きく関連
 - 2) 孤独孤立、児童虐待の相談対応件数や不登校、ネットいじめの件数、自死するこどもの数の増加、コロナ禍で様々な行動の制限(集団行動、学校生活など)
⇒個別ニーズや喫緊の課題に対応するための居場所づくりの必要性
価値観の多様化とそれを受け入れる文化の広がり
⇒多様な価値観、多様な課題に対応した多様な居場所づくりの必要性

(2) 位置づけ

- 家庭、学校含め、こどもや若者が過ごす場所・時間、人との関係性全てが、こどもや若者にとっての「居場所」になりえる。
- その意味では、営利活動としての塾やゲームセンターなども「居場所」になることがあるが、共助又は公助により、こどもや若者が過ごす「居場所」を提供しようとする取組(「居場所づくり」)を、主たる考察対象として位置付けた。
- 本調査研究における考察対象としての「居場所」には、物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間なども含まれる。また、校内カフェなど学校という「場」を活用して行われる活動も含まれる。他方、児童養護施設や里親など、保護者に代わって家庭と同様の養育環境を提供する「場」、また学校が行う教育活動は、本調査研究の考察対象外とした。

(3) こども・若者の「居場所づくり」における理念

こども基本法、及びこども政策の新たな推進体制に関する基本方針に従い、こども・若者の居場所づくりにおける理念を以下の通り整理する。

- 心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、こども・若者の権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができることを目指す
 - こども・若者の視点、子育て当事者の視点に立つ
 - 全てのこども・若者の健やかな成長、Well-being の向上に資する
 - 誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援

(4) こども・若者の「居場所づくり」において大切にしたい視点

- こども・若者の居場所づくりにおいて重要なことは、こども・若者の主体性を尊重することである。すなわち、その場を居場所と感ずるかどうかは、本人が決めることであり、そこに行くかどうか、どう過ごすか、その場をどのようにしていきたいかなど、こども・若者が自ら決め、行動する姿勢を大切にすることが求められる。こうした観点から、居場所づくりを考えるにあたっては、こども・若者の声(視点)を基に整理することとし、本とりまとめにおいては、「行きたい」「居たい」「やってみたい」という3つの声(視点)から、大人や社会がこども・若者のための居場所をつくろうとする居場所づくりの際に大切にしたい視点を整理した。なお、こども・若者の声には相互に矛盾するものもあるが、多様な居場所づくりにおいてそれぞれ尊重したい視点であるため、そのまま記載した。多様な居場所が求められる根拠として受け止められることを願う。

① 行きたい

- 誰でも行けること(年齢や障害等で利用の制限がないこと)
- いつでも行けること(こども・若者自身が居場所に行く時間を選べること)
- 身近にあること
- 行ききっかけがあること(必要に応じてこども・若者へアウトリーチで関わること)
- 自分を受け入れてくれる誰かがいること
- 気軽に行ける、ひとりでも行けること
- お金がかからずに行けること

② 居たい

- 安心・安全な場であること
- ありのまま、素のままでいられること(強制されない、指図されない)
- 居ることの意味を問われないこと(変化をもとめない、評価しないこと)
- 話を聞いてくれること
- 居たいだけ居られること
- 過ごし方を選べること
- くつろげる環境が整っていること(キレイである、ゴロゴロできる)
- だれかとつながれること

- だれかとコミュニケーションできること
- 別の目的をもったひとがいても、同じ空間にいられること
- 一人で居ても気にならないこと
- 信頼できる人、味方になってくれる人がいること
- 気の合う人がいること

③ やってみたい

- 好きなこと、やりたいことができること
- いろんな機会があること(興味や希望に沿ったイベントがある)
- いろんな人と出会える
- 自分の意見を言える、聞いてもらえる(自分の意見が反映される)こと
- 新しいことを学べること
- 一緒に学ぶ人、学びをサポートしてくれる人がいること

(5) 居場所の種類と現状、課題

- こども・若者を取り巻く環境は地域によってさまざまであり、それぞれの地域におけるこども・若者のニーズを踏まえ、多様で自主的な取り組みが展開されている。幅広い種類の居場所がある中で、本調査研究では、以下の「居場所」についてヒアリング調査を実施した。
 児童館、プレーパーク、放課後こども教室、公民館・図書館、青少年拠点、こども食堂、多世代異年齢交流、フリースペース、自治会、放課後児童クラブ、学習支援の場、校内カフェ、特定のニーズ(ひきこもり・不登校・障害児・社会的養護・性的マイノリティ・貧困など)を抱えるこども・若者向けの場や施設
- また、対面だけではなくオンライン空間(仮想空間)につくられた場を居場所だと感じるこども・若者もいる。
- こうした多様な取り組みについて、支援の対象という観点から整理すると、
 - 対象者を限定せず、全てのこども・若者を対象とするもの(ポピュレーションアプローチ)
 - 特定のニーズを持つこども・若者を主な対象とするもの(ターゲットアプローチ)
 という2つに分けることができる。
- 一般に、前者(ポピュレーションアプローチ)のような場においては、こども同士や幅広い地域住民間の交流、繋がりを提供するという機能が、後者(ターゲットアプローチ)のような場においては個別のニーズに対応したきめ細かな支援の提供という機能が果たされている。前者においては、これまで自治会等の地域団体が担ってきた機能を代替している側面があり、後者においては、行政が担うべき機能を(一部)代替してい

る側面があると考えられる。ただし、これら2つの機能が1つの居場所の中で混然一体となって提供されている場合もあり、アプローチから自動的に機能が決まるわけではない(たとえば、児童館が課題を抱えた子の支援を行うこともあれば、放課後等デイサービスが地域交流の機能を担うこともある)。

- このように子ども・若者の居場所は、アプローチ・機能面で多様な居場所が考えられ、また現に存在しているが、アプローチ(支援の対象)で大まかに分類すると以下になる。
- ただし、重要なことは、さまざまなニーズや特性を持つ子ども・若者が、身近な地域において、各々のニーズに応じた居場所を持つことができることである。それぞれの地域において、潜在化しているニーズを含めたニーズを把握し、子ども・若者の特性を配慮した多様な居場所づくりに取り組む必要がある。

【ポピュレーションアプローチ】

- 児童館、公民館・図書館など、従来からある資源
 - 運営費が地方の一般財源となっており、自治体ごとに活動内容や利用状況にバラつきが大きい。児童館については、子どもへのソーシャルワーク支援や種別に応じた機能強化などの課題が議論されている。
- 放課後子ども教室やスポーツ少年団など、体験活動やスポーツ・文化芸術活動を提供するもの
 - 放課後子ども教室は、地域住民等の参画を得て、放課後等に体験活動などを行っており、青少年教育施設は主に野遊び、キャンプなど自然と親しみながら体験活動を行っている。近年子どもの体験活動・自然に触れる機会は減少傾向にあり、体験活動の提供という機能は重要である。一方、放課後子ども教室と放課後児童クラブの連携の促進などの課題も指摘されている。
 - 地域において、小学生での取組みを中心として、スポーツや文化芸術の活動を行うスポーツ少年団等の取組も子どもの居場所となり得ている。今後、中学生の部活動の地域移行についても、居場所としての役割に着目した検討を進めていく必要がある
- 公園や校庭、プレーパークなど、外遊びを提供するもの
 - 公園や校庭(園庭)も子どもの居場所としての要素をもっているが、近年、安全管理上の社会的要請から様々なルールが課せられている。安全管理のルール作り、見守る人材等の育成など運営に課題がある。

- プレーパークは、プレーリーダーの下誰でも自由に遊ぶことのできる場であり、公園等を活用し、主に自然の中での外遊びの機会などを提供している。国として財政支援の枠組みはなく、地方自治体からの補助や民間からの寄付により運営されている。
 - 放課後児童クラブ
 - 小学生の放課後の遊びや生活の場として主要な役割を担っている。待機児童の解消のほか、放課後児童クラブと放課後こども教室の一体型の実施や、障害児を含めたインクルージョンの推進が課題である。
 - * 放課後児童クラブは保護者が労働等により昼間家庭にいないこどもを対象としており、その意味ではターゲットに分類できるが、約139万人(令和4年5月現在)の利用者という規模から考え、ポピュレーションに分類

【混在型】

- フリースペース
 - 全てのこども・若者を対象としている場合や、不登校やひきこもりのこども・若者を主な対象としている場合など形態は様々で、自由に過ごせる多目的な場を提供している。学習や進学、就労支援等を行っている場合もあり、そうした場合には、教育や福祉等複数の領域からの横断的視点による支援機能の拡充が重要である。
- こども食堂
 - 食事の提供を通じたこども・若者の居場所として近年急拡大している。全てのこども・若者を対象としている場合が多いが、貧困家庭等に対象を限定している場合や、実質的には貧困家庭などへの支援を念頭におきつつも、対象を明示的に限定しないなどさまざまな形態がある。ひとり親家庭や貧困家庭など支援ニーズの高いこどもへの支援という機能に着目した国の補助制度がある。
- 学習支援
 - 学習支援を通じて、こども・若者の居場所を提供している。いわゆる公営塾のようにその地域に居住するこども・若者すべてを対象としている例や、ひとり親家庭や経済的困窮している世帯などより支援ニーズの高いこども・若者への支援を実施している例などがある。全国的に広がりつつあるものの、支援人材の確保等の困難さによって、実施できる地域に差が生じている。ひとり親家庭や貧困家庭など支援ニーズの高いこどもへの支援に対する国の補助制度がある。学習支援を通じて、こども・若者の居場所を提供している。
- 校内カフェ

- 主に中高生を対象として、放課後に校舎を活用し、お菓子やジュース等の提供を通じてくつろげる空間づくりが行われている。誰もが立ち寄りやすい図書室などのスペースを活用したポピュレーションアプローチによる場づくりを行いつつも、課題を抱える子ども・若者を支援につなげる意識も強く持った運営となっていることが多い。学校内での実施のため、教育委員会や学校の教師との連携・協働が重要である。国として財政支援の枠組みはなく、地方自治体からの補助や民間からの寄付により運営されている。

【ターゲットアプローチ】

○ 放課後等デイサービス

- 学校教育法第1条に規定する学校(幼稚園及び大学を除く)に就学する、支援を必要とする障害のある子どもに対して、学校や家庭とは異なる時間、空間、人、体験等を通じて、個々の子どもの状況に応じた発達支援を提供している。学校や放課後児童クラブ等との連携をさらに推進していくことが求められている。

※ 令和6年4月1日より、専修学校・各種学校へ通学している、支援を必要とする障害のある子どもも対象とする。

○ 若者シェルター

- 家に居場所がない若者の緊急時の居場所(避難場所)となっている。制度に基づくシェルター機能を果たすものとしては、一時保護や自立援助ホームなどがあるが、児童相談所の関与や保護者の同意を求められる実態があること、年齢の壁などの課題がある。こうした若者の中には、行政による支援に拒否的な者もいる一方、反社会的な事件、事故に巻き込まれてしまうなどの危険性があり、柔軟に利用できる安心・安全な場を確保する必要性が高い。

○ その他特別なニーズに対応するための居場所(外国籍、性的マイノリティ、ケアラーバー、障害児など)

- 特別なニーズに対応した支援を行うために、専門職を配置している例や、当事者が支援者となっている例もある。多様化・複合化する特別なニーズにどう対応するか、個人情報管理や関係機関同士での共有をどうするのかなどといった課題がある。

【オンラインによるアプローチ】

○ オンラインの居場所

- 子ども自身のアバターを通じたバーチャルな居場所の提供や、仮想空間上で相談等の支援を提供している例もある。全国的にまだ事例は限られており、補助等の仕組みが整備されていない。また、オンラ

インの居場所と対面支援が連携し、地域の支援にどう結びつけるのかといった課題がある。

(6) 居場所に共通する課題と対応策の方向性

【課題】

- 多様な居場所を増やすこと
 - 地域のニーズを調査、把握し、地域資源を活用しながら地域の中に居場所を充足させていく役割を担う人材の不足(コーディネーターの不足)
 - 地域における居場所の運営や経営を支援する人材や団体の不足
 - 居場所事業への助成・補助金の不足

- 居場所と子ども・若者をつなぐこと
 - 居場所へのアクセス(地方部の交通インフラなど)
 - 居場所情報の把握と公開、また公開された情報を保護者や子どもが入手できる環境整備
 - 居場所につながりにくい層(高校中退・卒業後～青年期に至る若者や、潜在化しやすいニーズ(性的マイノリティ等)を抱える子ども・若者へのアプローチ)
 - 居場所をもつきっかけとしてのアウトリーチの必要性
 - 個人情報の取扱い(学校と居場所や居場所間等による)

- 居場所の安心・安全の確保
 - 居場所の開放性と安全性を脅かすリスク(不審者の侵入等)のバランス
 - 困難なケースの子どもへの専門的対応
 - 大人から搾取される等のリスクを抱えた場

- 居場所を継続すること
 - 居場所を運営する団体の経営の安定性、運営費用の確保の困難さ
 - 居場所を運営する団体における人材確保や雇用の安定
 - 居場所づくりにおける支援の質の向上

【対応策の方向性】

- 地域の居場所をコーディネートする人材確保、育成への支援
 - 地域のニーズを把握し、資源の発掘・活用や、その地域で居場所を求める子ども・若者を居場所につなげる等、地域の居場所全体をコーディネートする人材が必要

- 居場所の支援の質向上
複合化する課題を抱えるこども・若者への支援を適切に実施するため、居場所間の連携やそのための地域のプラットフォームづくり、研修の機会等が必要
- 居場所づくりの普及を支援する「中間支援団体」への支援
安定的な居場所運営には、運営資金のやりくりや人材の採用・育成等の組織経営が求められるため、運営ノウハウや人材育成をサポートする存在が必要
- 官民の役割分担(共助・公助の組み合わせ)
これまで地域コミュニティや民間団体が果たしてきた役割や自主性も踏まえつつ、人材育成や特別なニーズのあるこども・若者には、公的な支援のもとで手厚い支援を提供するなど、居場所の性格に応じた共助・公助を組み合わせることが必要

(7)おわりに<最終段階で確認後修正>

- 本報告書は、現在各地域で取り組まれている多種多様な居場所づくりに関する内容について取りまとめたものである。各取り組みの実践や課題等を踏まえ、新たに策定される「こどもの居場所づくりに関する指針(仮称)」に活かし、すべてのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持つことができる環境の整備を進める。
- 本調査研究の対象とした居場所づくりは限定的であるが、報告書でまとめた理念や視点は考察対象外の居場所にも共通するものが多く、こども・若者の居場所づくりにおいて、広く活かすことができると考える。
- とりまとめにおいて最も大切にすることは、こどもの声を聞き、こどもの視点に立つことである。今後、環境整備を進めるにあたり、継続的にこどもの声をいかに聞き、その声を居場所づくりにどのように反映させられるかが重要である。
- 潜在的なニーズを含め様々な特性やニーズを持つこども・若者が、身近な地域において各々のニーズに応じた居場所を持つことができることが重要である。